

いかるが

No.52

議会だより

平成19年(2007年)5月1日

発行 斑鳩町議会
斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
電話 0745-74-1001
FAX 0745-75-4455
電子メール:gikai@town.ikaruga.nara.jp
発行人 議会議長 中川 靖広
編集 広報発行対策特別委員会



議員控室と図書室

3月定例会

- 平成19年度予算決まる ②ページ
- 3月定例会ではこんなことが決まりました ⑥ページ
- 8人の議員が一般質問を行いました ⑦ページ
- 委員会のうごき ⑫ページ

予算審査特別委員会

本会議より付託を受けた、平成十九年度斑鳩町一般会計予算並びに特別会計予算、水道事業会計予算など、七議案の審査を行うため、三月九日・十三日・十四日の三日間にわたり、委員会を開催しました。



新年度予算を慎重審査

総額187億62万円を可決

平成19年度の予算決まる

◇一般会計	93億円
◇国民健康保険事業特別会計	29億8,320万円
◇老人保健特別会計	19億8,700万円
◇大字龍田財産区特別会計	465万円
◇公共下水道事業特別会計	18億3,800万円
◇介護保険事業特別会計	14億1,290万円
◇水道事業会計	11億7,487万円

平成十九年度斑鳩町一般会計予算は、九十三億円で、対前年度比七億円、八・一%の増、特別会計では総額で八十二億二千五百七十五万円、対前年度比一・五%の増、水道事業会計は十一億七千四百八十七万円、対前年度比八・〇%の減となりました。

財政が極めて厳しい状況である中、総合福祉会館の建設・JR法隆寺駅周辺整備等の重要課題への対応をはじめ、教育、生活環境の向上など今日的課題の克服に向けて、予算が計上されています。

委員会での主な審査の概要についてご報告いたします。

一般会計は前年度比 7億円の増額

総務費

問 職員の駐車場用地は民間からの借地なのか。また職員から駐車料金を徴収しているのか。

答 駐車場用地は借地です。また、職員から一定の駐車料金を徴収している。

問 臨時職員の賃金が一部削減された理由は。良い人材を採用するには賃金も考慮すべきであると考えるが。

答 周辺町村との比較をしながら、賃金を改定した。良い人材を確保するには、必ずしも賃金を上げれば解決するとは限らない。

問 コミュニティバスに有料広

告を掲載される方針と聞くが、いつから募集するのか。また、このバス巡回事業の見直しは考えているのか。

答 平成十九年度から広告を募集し、広告収入を得ていく。事業の見直しは考えていない。継続していく。



民生費

問 たつた保育園で朝夕の子ども送迎時に車が混雑し、非常に危険である。この原因は駐車スペースが不足している事によるが、安全対策は。

答 駐車用地を民間から借りる方向で検討しているところだ。

問 虹の家とあゆみの家との

一本化について、町は努力してきたのか。

答 両者が協議される中、根本的にかみ合っていないのが現状です。

問 障がい福祉費で障がい者相談支援業務委託料の内容について

答 自立支援法が昨年施行され、町は三障がい全て相談のつていく。また、近隣七町合同で民間に委託していく。

衛生費

問 県の「奈良県ごみ処理広域化計画」の構想は進んでいるのか。

答 構想は具体的に進んでいない。幸前にあるごみ処理場は、二〇二五年に最終時期を迎えるが、町内で移設場所を求めても賛同は得られない。

問 インフルエンザ予防接種でタミフルが効果的と聞く反面、悪影響の原因も疑われている。医師会の意見は聞いているか。

答 タミフルはワクチンでなく治療薬であるが、改めて医師会の意見は聞いていない。

予防の為のうがい、手洗いが大切と聞く。

農林水産業費

問 農地・水・環境保全向上対策活動支援事業の内容について。

答 農業振興で十アール以上の農地を対象に、農家・非農家が共同で水質保全・景観保全等目的とする事業に支援がある。

商工費

問 観月祭が毎年行われるが、子どもの参加についての認識は。

答 保護者同伴での参加は歓迎する。

問 iセンターの利用状況は。また、iセンタージャパンとの連携の成果について。

答 ビジットジャパンは二十万人の外国人観光客を受け入れようとしている。そんな中、法隆寺も知名度が浸透しているのので、iセンターをより活用していく。

問 観光協会のあり方について。

答 平成二十年を目標に法人化していく。理事も資金参加をし、経営参加していく。観光駐車場経営で、閑散期の対応策が課題となる。また、法隆寺観光案内所の活用をしていく。

土木費

問 法隆寺駅自由通路の管理は民間に委託するのか。

答 民間委託です。

問 道路維持費で、道路情報管理システム導入業務委託料の内容について。

答 里道について国から移管されたので、コンピューターにシステム化し、入力する業務を委託していく。

問 目安四丁目の旧家具店跡地の開発で、排水に問題はないのか。

答 当地北西角に排水箇所を設置し、排水する。流下能力に問題はないとみる。

問 町営興留東団地の老朽化による立退き交渉が進んでいないが、修繕料三百万円



竜田公園管理事務所

の内訳について。

答 百万円は著しく痛んでいる箇所は修理費と、二百万円は内装リフォーム等の通常補修としての予算です。

問 住宅耐震診断補助で、平成十九年度の取組みは。

答 一応二十件を想定しているが、応募の状況をみてオーダー分も検討していく計画です。

問 竜田川の岩瀬橋付近にある公園管理事務所のトイレ利用時間について。

答 終日開放していないのが現状です。観光シーズン中の利用可能時間について、県と協議していく。

消 防 費

問 災害対策訓練場所は決まっているのか。

答 場所については、今後協議の上で決定していく。

問 龍田財産区財産の下司田池の排水樋門が壊れて使用できないが、修理しないのか。

答 地元水利組合管理の樋門なので、水利組合にお願いしている。

問 西和消防負担金が前年比減少しているが、原因は隊員の減少か。

答 隊員の減少ではなく、基金への積立金をなくした結果です。

教 育 費

問 図書の貸出で、落書きや切り取り等、図書を大切に扱わない利用者がいると聞くが、実体はどうなのか。

答 マーカーペンで印を付けたり、落書きは実在する。マナーの向上を図っていく。

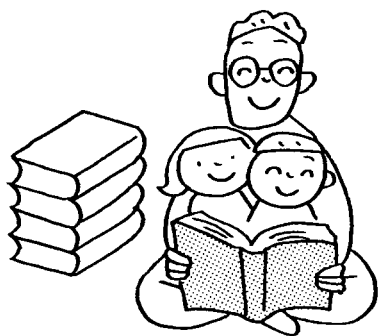
問 国は全国的に学力向上の目的で学力テストをしよう

としているが、個人情報保護法の観点から本当に保護されるものなのか不安である。

答 学力テスト用紙の配布、回収採点は民間業者委託だが、個人情報保護は厳守するととなっている。また、当町はその結果を公表しない方向です。

問 教育振興費で、要保護・要保護児童の予算計上している人数は。

答 要保護児童は、小学校で五名、中学校で二名、要保護児童は、小学校で百五十九名、中学校で八十一名です。



一般会計予算の賛否の討論

反対意見

指定管理者の委託契約は、観光協会の監査結果で指摘が多く、契約期間を短くすべき。

後期高齢者医療制度の立ち上げ費用は高額、県下の全市町村による広域連合での運営は、構造的に間違っている。

住民基本台帳ネットワークシステムに六百十万円、カード発行見込みはわずか三十六枚、一枚のコストが高すぎる。

JR法隆寺駅周辺整備事業、総合福祉会館などの大きな事業は、住民に内容をお知らせし、理解を求めるべきである。

全国二斉学力テストの説明を保護者・本人にすべきである。また、総合学習の予算を一枚あたり三十万円から一気に半分にしていく。

特定の団体が発行する副読本「なかま」を公費で全員に配布するのは問題で、他のものと同じ扱いにすべきである。

臨時職員の賃金の大幅カットは、理解できない。

賛成意見

町の財政は、所得税から個人住民税への税源移譲などにより、増収が期待できるものの、地方交付税額の抑制などにより、引き続き減収となる状況にある。

このため、財政調整基金などの活用により、財源を捻出しなければならぬ厳しい状況にあり、非常勤特別職の報酬や常勤特別職の給料減額など、行財政改革にも引き続き取り組まれている。

このような厳しい財政状況の中、本予算案は、少子高齢化対策、総合福祉会館建設、JR法隆寺駅周辺整備などに重点的に取り組まれる一方、健康増進や環境対策など、健全で安心できる社会の実現にも対応した予算編成となっている。

各委員から出された様々な厳しい意見を真摯に受け止められ、町長をはじめ、職員一丸となって、町政発展にまい進されることを期待する。

▽平成十九年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

問 国民健康保険税の徴収率を百パーセントにしても、五千万の資金が不足と聞かすが、不納欠損額について。

答 平成十七年度は欠損処理三十一件あり、欠損額は六百三十七万円余です。

問 悪質滞納者はさておき、低所得者で滞納せざるを得ない、特に若年層をどう考えるか。

答 課税は世帯主にするので、家族構成により一概に若年層が滞納率が高いと言えない。



国民健康保険事業
特別会計賛否の討論

反対意見

十二月議会で保険税改定の議案に反対しています。

国保税は、財政基盤が弱いうえに、国庫負担が減らされて、介護保険への拠出により、さらに財政が悪化した構造的に問題があるものです。

一般財源の投入もなく、来年には、後期高齢者医療制度に伴い、さらに改定が見込まれているのに、本年の値上げはまったく理解できません。

賛成意見

国保税による収入と保険給付による支出を考慮され、税率改定による単年度赤字の規模の縮小という一定の改善がなされていると思う。しかし、長年にわたった累積赤字がすぐに解消されるわけではないので、収納率の向上

や医療費の抑制に引き続き努力され、国保財政の立て直しのため、あらゆる手立てを講じながら本予算を執行される事をお願いする。

▽平成十九年度斑鳩町老人保健特別会計予算

問 今年度の医療給付費が対前年度比減少している理由は。

答 老人保健対象年齢が六十五歳から七十歳になったので、新対象者にブランクが生じるため。

▽平成十九年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

問 下水道普及率が上がってくるが、住民に不安を与えるようなビラがまかれているが、住民の理解を得られるよう、周知徹底を望むが。

答 不安を払拭するよう、きめ細かい説明をしていきたい。

▽平成十九年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

問 地域包括支援センター運営で、今の人員で出来るのか。

答 か。予測不可能な事態もあるが、昨年度は出来た。

▽平成十九年度斑鳩町水道事業会計予算

問 有収率は非常に良好だが、その原因は。

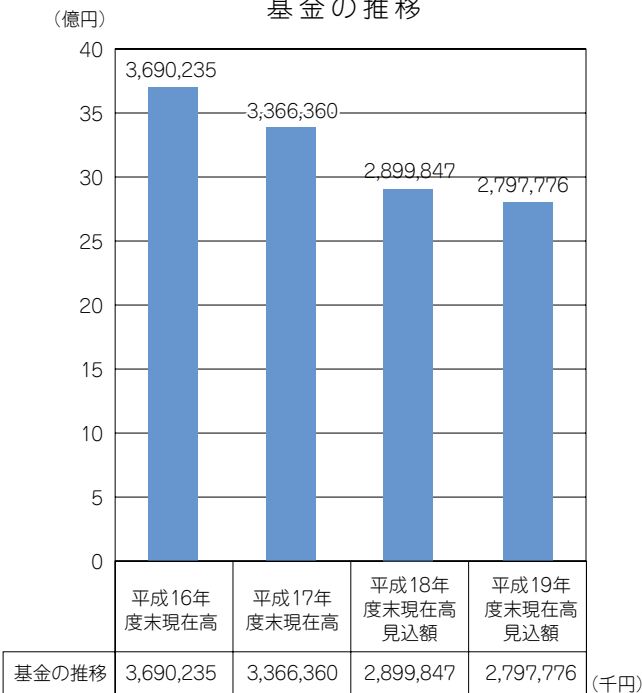
答 漏水調査を毎年行なった結果と考える。

(浦野委員長記)

予算審査特別委員会

- 委員長 浦野 圭司
- 副委員長 里川 宜志子
- 委員 嶋田 善行
- 委員 飯高 昭二
- 委員 坂口 徹
- 委員 木田 守彦

基金の推移



3月定例議会では こんなことが 決まりました

平成十九年第一回定例議会は、三月二日から三月二十三日までの二十二日間の会期で開かれ、平成十九年度一般会計予算など十八議案を原案のとおり可決・承認しました。その他、人事案件八件、報告事案四件についても同意・了承しました。

なお、一件の陳情書取り下げがあり、承認されました。また、議員発議により、斑鳩町議会委員会条例の一部改正及び斑鳩町議会規則の一部改正など、五議案を提案し、原案のとおり可決しました。

	案 件	結 果
条 例	斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について	満場一致で可決
	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	
	斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について	
予 算	平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について	満場一致で可決
	平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について	
	平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	
	平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	
	平成19年度斑鳩町一般会計予算について	賛成多数で可決
	平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について	
	平成19年度斑鳩町老人保健特別会計予算について	満場一致で可決
	平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について	
	平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について	
	平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について	
	平成19年度斑鳩町水道事業会計予算について	
そ の 他	町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)	満場一致で承認
	斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について	満場一致で可決
	斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について	賛成多数で可決
人 事	斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について	満場一致で同意
	斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについて	
	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その1)	
	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その2)	
	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その3)	
	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その4)	
	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その5)	
斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その6)		
斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その7)		
報 告	監査結果報告について	了 承
	平成19年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について	
	平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第2号)及び平成19年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について	
	斑鳩町国民保護計画の報告について	
陳 情	陳情書の取下げについて	承 認
発 議	斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について	満場一致で可決
	斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について	
	斑鳩町議会定例会規則の一部を改正する規則について	
	斑鳩町議会広報発行に関する要綱の一部を改正する要綱について	
	斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱について	

2～5ページに関連記事

15ページに関連記事

固定資産評価員の選任については、中野秀樹氏が平成19年3月31日をもって辞任されることに伴い、芳村是氏を選任することに同意しました。

政治倫理審査会委員については、平成19年3月31日をもって任期満了となる太田信隆氏、清水孝雄氏、今井温子氏、岡田義治氏及び吉川裕子氏を引き続き選任し、公募により小池信義氏及び赤土永子氏を選任することに同意しました。

一般質問 Q &A

本定例会での一般質問は、3月7日・8日の両日、8人の議員が

行いました。質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

2日間で延べ32人の方が傍聴に来られました。

なぜ間違つて条例は 公布されたのか

Ⅱ 徹底的に原因の究明をⅡ



松田正 議員

(問) 斑鳩町附属機関設置条例「別表」が、議会で議決したものと異なる内容で公布されていることが、議会運営委員会で指摘され、行政当局も調査し、その事実を確認した。「こんな事は絶対にあつてはならない」として再発防止の措置を講じ、議会の信頼と住民の信託に配慮と説明。しかし、条例は議会の議決を必要としており、議決内容とは異なる内容で条例が公布された場合、その条例の効力はどうなるのか。

(答) 誤りが発見された時点において、早急に訂正の告示を行う事が適当であるということから、今回、早急な対応とは言えないまでも平成十九年二月十四日付けをもって訂正の告示をしたことや、当該条例の制定目的などからして、直ちに条例の公布が無効とはならないと解している。

は議論してきたのが疑わしい。見解はどうか。

(総務部長) 予期せぬ事で法令審査会でもチェック機能が働かなかつたと反省している。このことを教訓として今後しっかり対応していきたい。

(問) 今、必要なことは、徹底的な分析調査で原因となる諸要素を取り除き、六十年の町制に汚点を残さないことである。

そのためにこそ事態の幕引きを急ぎ、うやむやなままに済ませることのないように切望する。



斑鳩町役場広報掲示板

(問) ごみ袋有料化以降の家庭系ごみの排出量の推移をお聞きます。

(住民生活部長) 平成十一年は家庭系ごみの排出量は七千四百三十六トンでした。これを基準に、平成十二年度は九%、十三年度は二十%、十四年度は二十一%、十五・十六年度は二十三%、十七年度は二十六%の減となっています。

(問) ごみ減量化の今後の取り組みについてお聞きます。

(住民生活部長) 現在、通称「エコトーク21」の開催。

政治倫理に対する 町の取り組み



嶋田善行 議員

ごみ減量化・資源化への意識向上啓発のための「ごみのゆくえ探検ツアー」の実施。地域の事情で集団資源物回収が出来ない古紙類や繊維類のリサイクル回収の実施。八自治会をモニター地区とした「紙製容器包装類」の分別回収の実施等を行っています。今後は町全域での実施を予定しています。またレジ袋削減、食品トレイ削減を目指し、事業者・消費者・行政の協働による減量化事業の発展や現在焼却処理をしている剪定枝葉や刈草等のリサイクル処理にも注目し、費用対効果等について調査研究していく予定であります。

(問) 地方自治法第九十二条の二項は議員の兼業禁止を規程されているが、残念ながら法の不備があり、斑鳩町政治倫理条例が作られた。この条例の第四条の「議員が実質的に経営に携わっている企業は(公共) 工事等の契約を予め辞退しなければならない」という条文に対する町の見解をお聞きます。

(総務部長) 議員の責務として条例に則して自らが判断さ

れるものと考えます。

(問) この条例の第四条と第九条は法の不備、抜け道を具体的に規制する核として成文化されたものと考えます。

この条例を施行する上で、町民の期待を裏切らない、町民から疑いの目で見られないように、公共事業の発注者として、公職に就かれた方が元社長なり役員であった会社が営業事務の管理責任者証明、会社の株主調書の写し等を求める事は、必要最小限の責務であると考えます。



買い物用マイバッグ

財政健全化を意識した 予算編成ですか



浦野圭司 議員

(問) 予算編成では、財政健全化を重点課題としてどの様に盛り込まれましたか。また、企業会計の利点をどこに採用されましたか。

(総務部長) 少子高齢社会の進展で社会保障関連経費の増加や、総合福祉会館建設・法隆寺駅周辺整備・藤ノ木古墳整備等歳出面で相当額の財政需要が生じる。人件費の削減と公債費の抑制を図るが、不足する財源はやむを得ず、財政調整基金等から取崩しする。企業会計的な視点では、新

たな財源として、町広報紙・コミュニティバスに有料広告を掲載していく。

地上波デジタル放送と 光通信網の普及について

(問) 数年後に地上波デジタル放送となり、また光通信網が普及されつつあるが、一部の地域で未整備です。行政から住民へ情報伝達手段として、これらの通信網を利用していく日も近いと思われる中、これらの普及に取組もうとされないのですか。

(総務部長) 民間事業者によって、これらのサービスに格差が生じないように進められる事を期待する。

団塊世代リタイア後の 受け入れ体制について

(問) 団塊世代の方が充実した人生観を味わうことができ、る体制づくりはされていますか。

(総務部長) 遊休農地を貸し農園に利用するとか、生涯学習教室の充実・健康づくり活動の充実等、種々の体制づく

りに取組んでいる。

竜田川公園の バリアフリーについて

(問) 公園を散歩される方が多い中、階段や歩道で危険な箇所が多い。改良されるのですか。

(都市建設部長) 現地確認を済ませ、改良に向け県は進めていくと回答を得ている。

その他の質問
※登記事項証明書発行機設置について
※巡回警察官の増員について



改善が求められる竜田川公園

「街区基準点」の活用で 斑鳩町の「都市再生」を!!



小野 隆雄 議員

(問) 都市再生街区基本調査による「街区基準点」について、その認識と対応を問う。

(総務部長) DID (人口集中地区) をもつ市町村のうち地籍調査が未了の地域を対象とし、地籍調査を推進することにより「都市再生」を図る目的で、国土交通省が平成十六年度から三ヶ年で実施する事業です。本町では昨年度から調査に入り、本年度末に成果品の移管を受け、街区三角点・街区多角点の管理をしていきます。街区三角点は、公共測量二級基準点相当とされ約五百m間隔で、街区多角点は、三級基準点相当とされ約二百m間隔で設置されており、世界側地系の座標値であることから、公共事業における測量や、土地の分筆等にも活用される重要な「点」であり、

街区基準点の管理保全要綱を作成し、適正な管理・運用をしていく必要があります。

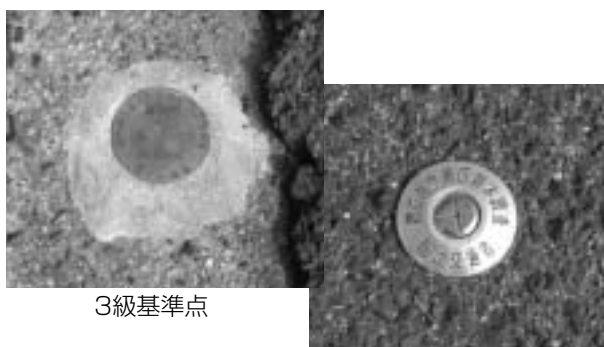
(問) この重要な街区基準点の制度と維持管理には、専門的な知識と技術が不可欠です。

専門家による使用で、その精度がチェックされ、街区基準点としての制度維持が保たれます。また、その使用頻度が特に多いのは、分筆登記等の地積測量図が作成できる唯一の資格者である土地家屋調査士です。このことに関し町の認識と、国の動向等を問う。

(総務部長) 今後、分筆登記等の申請には街区基準点の使用が義務づけられることから、地積測量図の作成のため使用承認申請の急増が想定され、国においても事務の迅速化を図るため、法務局が土地家屋調査士に対し必要な周知を行う

た場合には、町が事前に土地家屋調査士会に対して、広域で包括的な使用承認を可能とするよう調整されています。町としても、街区基準点の精度保持が必要であり、土地家屋調査士等が使用されることにより、「異常」に関しての報告をいち早くいただき、必要な措置を迅速に講ずることができることから、使用承認手続きの簡単化を関係機関とも協議し調整していきます。

(問) 街区基準点が、将来的にも生き生きと活躍できるように、四級基準点相当の補助点も移管を受けるべきです。



3級基準点

4級基準点

妊婦無料健診の拡大で 子育て世代の支援を



飯高 昭二 議員

帳発行と同時に妊婦一般健康調査の受診票を妊婦に発行し一回の助成を行い、また非課税世帯に属する妊婦に対しては、二回の助成をしています。

(問) 実際に、妊娠の初期から分娩までの間に受診する事が望ましいとされる健診回数ほどの程度か何う。

(住民生活部長) 望ましい健診回数は十四回です。

(問) 健診回数によっては、自己負担の総額は、十万円を超える場合もあり、若い夫婦世帯の負担感は大い。経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てる環境が必要と考える。そこで妊婦無料健診の回数の拡大について何う。

(住民生活部長) 今後の妊婦健診の助成については、厚生労働省から示される助成内容等も踏まえ研究し考えます。

視覚障がい者のための 情報バリアフリー化

(問) 視覚障がい者の方への情報環境は、高齢者や中途失明者の増加により点字利用者が一割の状況にあり、活字文書への情報アクセスが難しい

(問) 妊婦健診は、お母さんと赤ちゃんの健康を守り妊婦が順調かどうかチェックするものである。無事に出産の日を迎えるために定期的に健診を受ける必要がある。母子保健法第十三条に市町村は、必要に応じ妊産婦又は乳児もしくは幼児に対して健康診査を行行い又は、健康診査を受けることを勧奨しなければならぬと明記されている。妊婦健診の状況について何う。

(住民生活部長) 母子健康手

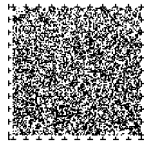
状況にある。この課題を解決するために音声コードがある。重要な通知書等に音声コードを活用し、情報格差解消と活字を自由に読める環境づくりが必要である。町の見解を伺う。

(住民生活部長) 「音声コード」、「活字文書読上げ装置」の認知度は低く、視覚障がい者の方や行政においても広まっていない状況です。今後、関係機関への周知を図り実利用化について調査を行います。

その他の質問
 ※通学路の安全点検
 ※高齢者の自転車安全利用



活字文書読上げ装置



音声コード

(仮称)総合福祉会館に 運営協議会の設置を



里川 宜志子 議員

(問) 財政が厳しい中、遅れに遅れ、やっと実現するメドが付きしたが、町民皆さんが非常に関心を持っている。「本当に必要な施設なのか」「中身はどういうものが考えられているのか」「関係者の意見はどう反映されているか」などなど数多くの質問を受けている。箱は出来たが中身が問題だと考える。建設にかかる十九年度の出来るだけ早いうちに、この(仮称)総合福祉会館の運営について協議する利用者・関係者などが、参加する協議会の設置が必要だと思ふ。この施設こそ住民参加を成功させるべき施設と考えるが、どう考えているのか。

(住民生活部長) 子どもからお年寄りまで、また、障害者のみなさんが、安心して地域で暮らせるための中心となる

施設で、多様な機能を持つべきだと考えている。利用方法や運営について、話し合う必要があることから、言われていることは、検討していきたいと考えている。

(問) 十八年度で退職する職員が大量に見込まれている。新規採用も追いつかない状況から、臨時職員での対応になると思うが、住民からの苦情がないように、職員の対応などについて、住民サービスの

職員・臨時職員に 住民への対応の研修を

低下を招かないための職員研修のあり方を問いたい。

(総務部長) 臨時職員であっても、公務員として職務についてもらっている。各担当課の上席の職員が指導にあたっているが、住民サービスの更なる徹底を図りたい。

(問) 職務に就く前に、一時間でも二時間でも、時間給を払ってでもマニュアルを作って研修をしてほしい。

その他の質問
 ※農業政策について
 遊休農地・担い手・地産地消について



老朽化した斑鳩町福祉会館

早急なる西安堵井堰の 改修を!!



木田 守彦 議員

一日も早い交渉成立を

(問) 県事業であります富雄川の河川改修の年次別工程と西安堵井堰について、安堵町、農家組合、水利組合、県土木事務所との話し合いの進捗について、県より斑鳩町が頂いている最新情報について聞かせていただきたい。

(都市建設部長) 現在行われている右岸側の護岸工事は、平成二十年三月二十四日に完成する予定であります。工事

可能な期間が渇水期と限定されるために長引く事になります。右岸側が完了次第、左岸側を着工する段取りとなっておりますが、完成については平成二十一年以降となる予定であります。

安富橋より上流の両岸工事については、橋より下流の完了次第着工されますが、当該工事が終わるまでに西安堵井堰の交渉が成立することが待たれるところです。

県土木も鋭意努力されておりますので、成果については両町土木協議会もありますので進捗度についても確認をしていく考えであります。

三代川の交渉を早急に

(問) 三代川の関係する権利者との交渉の進捗度と、阿波地域での貯留池の現況について聞かせていただきたい。

(都市建設部長) 現在交渉が成立した物件は三件であります。JR鉄橋までの二百メートル区間において一軒の家屋の撤去作業が行われており、二物件については平成十九年度に移転されて撤去される段

取りとなっております。

残る物件については、土地と建物との所有者が違うため実数は分かりません。貯留池については阿波地域へ県土木より要請がありましたが、不調に終わっていると聞いております。

その他の質問

※いかるがパークウェイの進捗状況について

※都市計画道路法隆寺線の進捗状況について

※道路上のカラーピンの意味



富雄川の改修(JR鉄橋付近)

公共下水道事業に

新たな負担軽減策を



木澤正男 議員

うのが理由です。

(問) 融資あっせん制度が利用できない人がいることがハッキリしたのであれば、新たな対応策が必要ではないですか。また、この数年間の庶民増税によって、住民の負担は限界にきています。町がおこなったアンケートでも、金銭的理由で公共下水道に接続できないという結果も出ていますことから、所得に応じた負担軽減策や加入負担金の分割払いなど、公共下水道への新たな加入促進施策として、具体的に検討して頂きますよう強く要望致します。

(問) 平成十七年四月一日の供用開始後、公共下水道への加入者が広がる一方で、住民のみなさんから様々な声をお聞きます。なかでも融資あっせん制度については、「連帯保証人が必要な点など実際には利用しにくい条件になっているので配慮してほしい」との意見がありますが、具体的な問題点と、今後の対応についておたずねします。

(上下水道部長) 平成十七年四月より施行された個人情報保護の保護に関する法律によって、本人および連帯保証人は、申し込みおよび契約時に直接金融機関へ出向いて本人確認をして頂く必要があります。

本制度を利用されている方のなかには、年金だけで生活されている同じ自治会員同士が、お互いに連帯保証人とな

り、本制度を利用されている方もおられます。また一方で、町や金融機関に相談されたが、連帯保証人が県外にいるため、金融機関への同席が困難だという理由で本制度を利用されなかった方もおられます。そうしたことから、町としても金融機関に対し、種々相談していますが、現行制度上、連帯保証人の設定および同席については必須要件となっておりますことから、この要件なしですすめることはできません。

(問) 連帯保証人を必要とする理由をおたずねします。

(上下水道部長) 他の市町村の例にもありますように、いわゆる債務の焦げつきが発生した場合、将来的に町が保証するとしたときに、住民の方々に理解を得られる制度にしておかないといけないとい





務常任委員会

本会議より付託を受けた議案等の審査を行うため、三月十九日、委員会を開催し、付託された三議案は、すべて満場一致で可決されました。

付託議案について

(一) 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

斑鳩町特別職報酬等審議会の答申により、平成十九年四月一日から町長及び副町長の給与を七%減額するとしていましたが、本町の財政がまだまだ厳しい状況の中、町長についてはさらに八%、副町長についてはさらに五%を減額するものです。

(二) 平成十八年度斑鳩町一般会計補正予算(第五号)について

後期高齢者医療制度に対応するための電算システムの構

質の向上、法人としての体制の整備を進めていただきたい。

▽昨年に、なぜ一年にしたのかその理由を十分に理解しているのか。それらをどう把握しているのか。また、それをわからせるための努力について、どういう風にやるうとしているのか。指定管理者制度にすることによって、硬直した今日の状況をどう打破していくのか明示されていない。▽三年にするのが悪いとは思わないが、三年にする理由が見つからない。

以上のような質疑を経て、当委員会として、指定期間を三年にするにあたっては、一年にした経緯を含んで、指定管理者としての総括を六月議会において報告を求め、ということを示し添えてあります。

継続審査案件について

◎斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて

藤ノ木古墳整備工事現場の視察を行い、本年度発注分の工事について、ほぼ完了して

いるとの報告がありました。

各課報告事項について

◇損害賠償事件について

平成十八年六月十三日付で、原告 西谷剛周が、峨瀬自治会集会所建設に伴う、土地の無償譲渡及び補助金の交付したことを違法として、斑鳩町

長 小城利重を被告とする住民訴訟が起こされたもので、十四回の公判を経て平成十九年二月二十八日に判決があり、町の全面勝訴でありました。しかし、原告はこの判決を不服として、平成十九年三月十三日に控訴されました。

◇正午の時報について

各小学校の放送設備を利用することを検討し、実際に鳴らして影響等を調査しました。

その中で、各小学校においては授業中であることから、全く支障がないとは言えず、役場庁舎に設置することとした。时期的には、住民周知を行いながら、なるべく早い時期に設置したいと考えています。

◇平成十九年度税制改正について

◇斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱について

◇防災倉庫及び旧第二分団車庫の無償貸付について

◇匿名希望で、iセンターへピアノを寄贈ということによって百万円を頂き、今月中に購入したいと考えています。

以上のような報告がされました。

その他、委員より、臨時職員の賃金が十%カットされることについて、職員の士気に関わるのではないかと等、質疑意見がありました。

(坂口委員長記)



藤ノ木古墳

3月16日に全委員出席のもと、本会議より付託を受けた3事案と継続審査案件などの審査を行うために、委員会を開催いたしましたので、概要の報告をいたします。

厚生常任委員会

付託をされた議案は
すべて可決

◎斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

県の助成制度の年齢範囲が拡大され、平成十九年八月から、すべての医療費を小学校就学前まで無料となる。

斑鳩町では、県の制度をさらに拡大して、一部負担金と所得制限を撤廃しているが、新たな町の持ち出しは、四百八十万円の見込みとなっている。

◎平成十八年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第五号)について

高額療養費共同事業負担金の確定と、平成二十年から始まる、後期高齢者医療制度の創設に伴う、電算システム改修費用千六百二十七万五千円のうち、国庫補助金二百五十万円の受け入れをする。

なお、システムは年度内に改修するのは無理があり、十九年度での実施となる。

◎平成十八年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)について

後期高齢者医療制度の創設に伴う電算システム改修費用四百九万五千円のうち、国庫補助金百十五万円の受け入れをする。(これも実施は十九年度)

これらのシステム改修では、補助金は人口などで換算されるので、小さな町村ほど少なく、残りは町村負担であり、財政が圧迫されるという意見が出されている。

(仮称)総合福祉会館整備計画について

十二月二十二日に県の事業認定がされ、公報に告示された。建設用地北側の、十八年度で買収予定のところは、契約を終えている。

入札は本体工事、機械設備、電気工事の分離発注をし、落札者三社と仮契約をしたところ、本体工事の会社の不祥事により、すべての仮契約を解除した。今後のことについては、新たに業者選定をやり直し、改めての入札となるので、六月議会で議決することになる。また、平成十年に設立され

た(仮称)総合福祉会館整備検討委員会は、入札の段階となり、初期の目的を終え、廃止すると報告された。

後期高齢者医療制度の広域連合設立

一月三十日に知事に設立許可申請を行い、三月十日に設立許可があり、同日付けで、三十九市町村による広域連合が設立された。

連合長の選挙が行われ、初代連合長に、奈良市の藤原氏が選出され、事務所は橿原市にある奈良県市町村会館七階に置くこと説明された。

平成十九年度からし尿処理場「鳩水園」の管理はどうなる?

現在、随意契約で委託している業者から辞退届けがでていると聞いている事から、質疑があった。

(問) 十九年度の入札方法と参加資格について

(答) 五社による指名競争入札を行う。資格は、法などの規定により、科学部門、水道

部門、衛生工学部門の技術士を要することになっている。

(問) 入札業者の所在地は、町内、県内、県外の内訳は。

(答) 県内二社、県外三社で、町内では資格を有する業者はない。

(問) これまで随意契約していたが、今後はどうなるのか。

(答) 特殊な管理運営は、熟知し、慣れた方にやっていただくことも考え、二十年度は随意契約も視野に入れる。

(問) 委託料二千三百万円、管理にどれだけの従事者がいるのか。

(答) 総括責任者一名、主任一名、作業員二名の四名となっている。

(里川委員長記)



鳩水園

建

設水道常任委員会

三月十五日全委員出席のもと、本会議から付託を受けた三議案を慎重に審議し、いずれも可決すべきものとしました。

また、公共下水道事業に関する付託について、及び神南四丁目のマンション建設に関する陳情書についての継続審査案件を調査いたしました。

委員会付託議案について

(一) 平成十八年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第三号)について

平成十九年度に整備を予定している龍田西三丁目地区と神南地区の面整備の測量設計業務委託を先行して発注するための工事請負費、委託費等の繰越明許について説明がありました。

(二) 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について

以上に管理経費の縮減に努め、より効果的な運営が図れるよう、指定管理者選定等審査委員会により指示を受けたとの報告がありました。

委員より、施設の管理運営

の改善と審査委員会の委員長としての認識について、また財政援助団体等の監査の指摘と指定期間を三ヶ年の期間とした理由についての質疑の後、三ヶ年の指定期間を一年に改めたいとの意見があり、質疑終結の後、「斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についての一部修正について」修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決されました。

(三) 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について

(二)の指定管理者の指定と同様に、引き続き斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営を行う。なお、三ヶ年の期間において、より良い質の高いサービスを提供できるように、職員の見識を高め、観光客のもてなしになお一層努力するよう指定管理者選定等審査委員会により指示を受けたとの報告がありました。委員より、同様に三ヶ年の指定

期間を一年に改めたいとの意見があり、質疑集結の後、「斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についての一部修正について」修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決されました。

継続審査案件について

◎公共下水道に関する付託について

龍田北汚水幹線二工区については、平成十九年三月十二日に完了。面整備については、年度内に完了できるよう、作業が進められている。また、龍田西汚水幹線と神南汚水幹線については、現在、埋設物管理者と関係機関との協議を進められている。

◎神南四丁目のマンション建設に関する陳情書二件について

本件については、紅葉ヶ丘自治会から陳情書の取下げ願いが出され、受理したとの議長からの報告書の提出があり、委員会としても審議できないので、陳情第一号にかかる陳情書については、委員会審議は中止しました。なお、同様

に提出されている笠町自治会からの陳情書については、現在、取下げ等がないので、状況報告を受けたという事で終わりました。

(飯高委員長記)



自由通路内にできた斑鳩の里観光案内所

議会制度の充実に関する地方自治法の改正趣旨に沿って、斑鳩町議会委員会条例の一部改正を議員発議。

議会内部にかかわる会議規則・議会広報発行に関する要綱・議員の行政視察等派遣に関する要綱についても見直し改正しました。



会運営委員会

昨年五月に現議長から「町議会の財政健全化と議員定数について」昨年度に引き続き、さらに検討されたいとの諮問があり、今日まで幾度となく議論を重ねてきました。

議員定数の問題が今も語られる事がありますが、県下の市町村では、定数削減ありきで、削減したあとの議会の機能強化の議論があまりなされていないようです。

斑鳩町では、先に削減ありきではなく、議決機関として住民の負託に的確に応えるために、議会機能をどう強化し、充実させるかを先に考え、そのうえで、財政削減を図るため、定数二名分の削減（一名定数を減らし、一名分の報酬を全体から減らす）で、昨年三月議会で結論を出しました。

さらに地方自治法改正を待つて、提出議案の審議の方式を、委員会中心主義（すべての案件を委員会に付託）を貫いて、掘り下げた専門的論議をもって徹底審議をしている斑鳩町議会は、他の市町村に先駆けて、複数常任委員会制度を取り入れた議会運営をする事になりました。

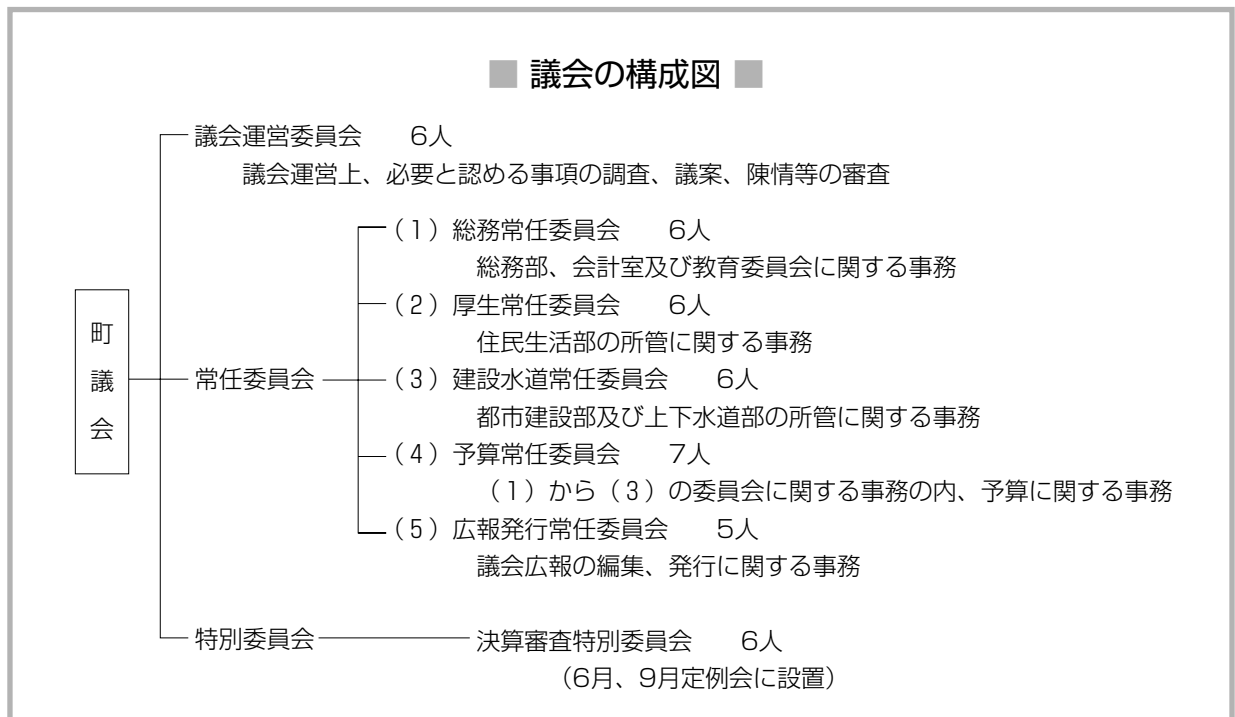
改正前の常任委員については、一議員一委員会の所属制限があり、議員定数の少ない町村においては、一委員会の定数確保も難しく、常任委員会の数も減少し、本会議中心主義（重要な案件のみ委員会に付託）に変更する方向になりました。そうした状況から、議会の自主性・自律性を拡大し、議会の活性化を図る観点から、今回、常任委員の所属制限が撤廃されました。

この複数常任委員会制度を導入することで、従来、予算や議会広報の編集・発行に関する事項の審査を特別委員会で行ってきたことが、常任委員会として設置し、常設的に審査を行える事になります。

その結果、議員は二つの常任委員会に所属するものとし、現行3常任委員会に、予算常任委員会、広報発行常任委員会を加え、所管事項を追加し、各委員定数も改正しました。さらに、常任委員の任期を一年と定めてあることは、正副委員長の短期交替に繋がることから、また、委員会機能が専門性が発揮できるよう、二年と改正しました。

（小野委員長記）

「改正後の議会構成」



長い間お疲れ様でした



三期十二年間、誠にありがとうございました。皆様のおかげで支援をいただき、色々経験をさせていただきました、心より感謝いたします。ありがとうございました。

(浅井 正八)

今年、町制施行六十年という節目の年。自らも三十年の議員生活に終止符をうつ。

これからは若者の力に期待し、老兵は静かに去りゆく。

(松田 正)

町政発展、社会福祉の向上をめざし、議員活動四十年大過なく勤め上げることが出来ました。ご支援下さいました皆様のご指導とご厚情に深く感謝とお礼を申し上げます。

(吉川 勝義)

編集後記

一年間メンバーとともに分かりやすく、真実を伝えることを心掛けてきましたが、いかがでしたでしょうか。まだまだ試行錯誤の繰り返しですが、書き手の意思を尊重する形をとってきました。

一般質問と同じように扱っていただきます。書き手によって、文章はいろいろですが、みなさんが選んだ議員の考え方や個性がよくわかって良いのではないかと考えています。

(里川委員長記)

一般質問は、質問をした本人が書く事になっています。字の間違いや、内容が分かりにくいと判断した場合には、最小限の手を加える事にしていきます。

広報発行対策特別委員会
 委員長 里川 宜志子
 副委員長 嶋田 善行
 委員 小野 隆雄
 ” 浦野 圭司
 ” 木澤 正男



事務局職員が替わりました

今年四月の異動により、浦口隆事務局長に替わり、藤原伸宏事務局長が就任いたしました。

これから、この新しいスタッフで広報発行のお手伝いをさせていただきます。よろしくお願いします。

(写真 右から 峯川係長、藤原局長、岡田書記)